

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

本閣僚会議決定はウズベキスタン共和国国家法律データベース(<https://lex.uz/ru/docs/4329272>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

ウズベキスタン共和国法

官民パートナーシップについて

2019年4月26日、下院にて採択

2019年5月3日、上院にて承認

第1章 総則

第1条 本法の目的と適用領域

本法の目的は、官民パートナーシップに関する諸関係の規制である。

本法の効力は、生産物分与協定と国家調達部門には適用されない。

第2条 官民パートナーシップ関連法令

官民パートナーシップ関連法令は、本法とその他の法令文書からなるものである。

ウズベキスタン共和国の国際条約によってウズベキスタン共和国の官民パートナーシップ関連法令の規則とは異なる規則が定められている場合には、国際条約の規定を適用する。

第3条 基本概念

本法では下記の基本概念を用いる。

官民パートナーシップ — 一定の期間をもって法的手続きがとられた国家パートナーと民間パートナーとの協力であり、官民パートナーシッププロジェクトの実現を目的とした双方のリソースの統合に基づく協力

官民パートナーシッププロジェクト — 民間投資の誘致および（または）先進的な管理実績の導入を基盤として、経済・社会・インフラ面での課題の解決を目的として実現される諸策の総体

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプト — 国家パートナーおよび（または）民間発案者が作成する文書であり、実現ソリューション選択の根拠を示し、官民パートナーシッププロジェクトの価格およびプロジェクト概要を決定し、同プロジェクト実現の効率性および必要性、基本的な特性および特徴、ならびに誘致される投資の返済機構を含む文書

官民パートナーシップの対象 — その設計、建設、設立、供給、資金提供、再建、近代化、操業およびメンテナンスが官民パートナーシッププロジェクトの一環として実現される資産、資産複合体、社会インフラ、ならびに官民パートナーシッププロジェクト実現の過程において導入の対象となる役務（サービス）およびイノベーション

官民パートナーシップの対象のアベイラビリティ・ペイメント — 官民パートナーシップ協定にしたがい、官民パートナーシップの対象の利用（操業）および（または）メンテナンス期間において、同対象へのアクセスの確保を目的として国家パートナーが民間パートナーに対し支払う料金

国家パートナー — ウズベキスタン共和国を指すが、国家管理機関、地元の執行権力機関、ならびにウズベキスタン共和国内閣により権限を付与されたその他の機関（組織）、またはこれらの連合がその代理を務める。

利用料金 — 官民パートナーシッププロジェクトの実現の一環として、官民パートナーシップ協定にしたがい民間パートナーが商品（役務、サービス）の消費者から徴収する料金。

民間パートナー — ウズベキスタン共和国または他国の法令にしたがい登記している企業活動主体、および当該主体の連合であって、国家パートナーが官民パートナーシップ協定を締結する相手。

第4条 官民パートナーシップの基本原則

官民パートナーシップの基本原則は下記の通りである。

- 法の下での国家パートナーと民間パートナーの平等性
- 官民パートナーシップの実現に際する規則および手続きの透明性
- 民間パートナーの選抜に際する競争性および客観性
- 差別に対する不寛容性
- 汚職に対する不寛容性。

第5条 法の下での国家パートナーと民間パートナーの平等性の原則

国家パートナーと民間パートナーは平等な当事者である。

第6条 官民パートナーシップの実現に際する規則および手続きの透明性の原則

官民パートナーシップの実現に際する規則および手続きは、関係者に対して公開された、透明かつ明瞭なものでなければならない。

国家パートナーは、官民パートナーシップ関連法令が定める官民パートナーシップの規則および手続きに関する情報への自由なアクセスを保障する義務を負う。

第7条 民間パートナーの選抜に際する競争性および客観性の原則

民間パートナーの選抜に際する競争性および客観性は、競争入札による選抜制度の利用、官民パートナーシップの規則および手続きの遂行に際する公平性および透明性、ならびに客観的かつ妥当な判定基準に基づいた最適なオプションのためのソリューションの採用をもって保障されるものである。

第8条 差別に対する不寛容性の原則

差別に対する不寛容性は、下記を確保することによって保証されるものである。

- 入札手続きの参加者の平等な権利
- 民間パートナーの選抜に際する客観性
- 民間パートナーの選抜に際する公開性

国外の者を含む民間発案者、応札者、民間パートナーに対しては、ウズベキスタン共和国の法令によって規定されている平等な権利、ならびに差別的性質を有する施策の適用を不可能とする法制が保証される。

第9条 汚職に対する不寛容性の原則

官民パートナーシップの規則および手続きに対する要件は、汚職による違法行為を許容しないものであると同時に、汚職および汚職要因の予防策を盛り込んだものでなければならない。

第2章 官民パートナーシップに関する国家規制

第10条 官民パートナーシップに関する国家政策の主たる方向性

官民パートナーシップに関する国家政策の主たる方向性は下記の通りである。

- ウズベキスタン共和国の経済成長の促進および持続的発展の確保
- 官民パートナーシップに関する国家プログラムの立案、承認および実現
- 社会インフラの構築、復旧、既存の同インフラの操業、維持の支援
- 社会インフラの操業およびメンテナンスの品質の向上
- 国家サービスの品質の向上および同サービスへのアクセスの拡大
- 外国投資を含む民間部門の金融資産の誘致をもたらす諸条件の構築

官民パートナーシップの制度的・法的基盤の開発と改善を目的とした、学術研究に対する国家支援、ならびに最新の手法および技術の導入。

第11条 官民パートナーシップに関するウズベキスタン共和国内閣の権限

ウズベキスタン共和国内閣は下記を遂行する。

官民パートナーシップに関する統一国家政策の実現

官民パートナーシップ分野管轄国家機関の申請に基づく、官民パートナーシッププロジェクトのための国家パートナーの決定

官民パートナーシップに関する規範的・法的文書の採択。

総額 1,000 万米ドル超に相当する官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの承認

官民パートナーシッププロジェクト登録簿の運用手順の制定。

第 12 条 官民パートナーシップに関する管轄国家機関

官民パートナーシップに関する管轄国家機関となるのは、ウズベキスタン共和国財務省付属官民パートナーシップ振興庁（以下、「管轄国家機関」）である。

管轄国家機関は下記を遂行する。

官民パートナーシップに関する国家政策の実現

官民パートナーシップに関する国家プログラムの立案および実現への参加

官民パートナーシッププロジェクトの準備および実現に際する官庁間の調整

官民パートナーシップに関する国家プログラムの実現、ならびに官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの立案にあたっての、省庁、国家委員会、官庁、および地方の国家権力機関に対する支援

投資家、国際的な金融機関およびドナー機関、学術集団、専門家集団、ならびにその他の官民パートナーシップ参加者との協力の取りまとめ

官民パートナーシップに関する方法論的文書、ガイドラインおよび指示書の作成

官民パートナーシッププロジェクトの技術的・経済的指標に関する審査および説明提供

官民パートナーシップの標準的協定の作成

官民パートナーシッププロジェクト登録簿の管理

官民パートナーシッププロジェクトの準備および実現に対する支援の提供

総額 100 万米ドル超に相当する官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの承認、却下、または修正目的での差し戻し

総額 1,000 万米ドル超に相当する官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの承認を目的とした、ウズベキスタン共和国内閣への提出

官民パートナーシップに関する入札文書および官民パートナーシップ協定の草案への合意

官民パートナーシップに関する人材の養成、再教育および技能向上の実施

官民パートナーシップに関する問題の説明

官民パートナーシッププロジェクトの実現進捗状況のモニタリング

官民パートナーシッププロジェクトの準備を目的としたコンサルタントの招致。

第 3 章 官民パートナーシップ協定の当事者、その権利および義務

第 13 条 官民パートナーシップ協定の当事者

官民パートナーシップ協定の当事者とは、国家パートナーと民間パートナーである。

官民パートナーシッププロジェクトに資金を提供する金融機関およびその他の組織も、官民パートナーシップ協定の当事者になることができる。

国家パートナーによって権限を付与された国営企業および（または）組織は、官民パートナーシップ協定に則った国家パートナーの義務を自ら負うことにより、国家パートナー側として行動することができる。この際、国家パートナーは、官民パートナーシップ協定に基づく義務の履行に対するすべての責任を負う。

民間パートナーは、官民パートナーシップ協定に基づく自らの権利および義務を、一つないし複数の組織に委任することができる。この際、民間パートナーは官民パートナーシップ協定に基づく義務の履行に対するすべての責任を負う。

第14条 官民パートナーシップ協定の当事者の権利および義務

国家パートナーは下記の権利を有する。

官民パートナーシップ協定の諸条件の履行状況報告を民間パートナーに照会し、これを入手する。

官民パートナーシップ協定の諸条件の履行を監督し、官民パートナーシッププロジェクトの実現成果の評価を行う。

官民パートナーシップ関連法令および官民パートナーシップ協定の諸条件の遵守に対するモニタリングの中で明らかになった違反行為の是正を要求する。

民間パートナーの責により生じた官民パートナーシッププロジェクト関連の損失の補償を要求する。

官民パートナーシッププロジェクトの準備を目的としてコンサルタントを招致する。

国家パートナーは下記の義務を負う。

官民パートナーシップ関連法令および官民パートナーシップ協定の要件を遵守する。

入札参加者に対し入札文書を提供し、当該参加者に対し入札文書の条項を説明する。

入札参加者に対し、官民パートナーシッププロジェクトの実現基盤とされている場所および対象を視察するために必要な条件を提供する。

民間パートナーに対し、事業の遂行のために予定されている資産を、その占有および（または）利用に提供する。

官民パートナーシップ協定の実現に必要なライセンスおよび許可を民間パートナーが取得することに協力する。

官民パートナーシップ協定またはその付属書、変更または補足への署名日より 20 暦日以内に、自らが締結した官民パートナーシップ協定の写しを、付属書、変更または補足を含め、管轄国家機関に提出する。

民間パートナーが自らの投資および収益を自由に管理、処分する権利、または資産および官民パートナーシップ協定によって規定されている遂行対象業務を管理、監督する権利を制限しない。

民間パートナーまたは民間パートナーが招致した第三者が遂行する業務に干渉しない。

官民パートナーシップ関連法令および官民パートナーシップ協定によって定められている責任を負う。

民間パートナーは下記の権利を有する。

官民パートナーシッププロジェクトの実現に必要な、アクセス可能な情報を国家パートナーから入手する。

官民パートナーシップ協定の条件の変更を提案する。

国家パートナーの責により生じた官民パートナーシッププロジェクト関連の損失の補償を要求する。

民間パートナーは下記の義務を負う。

官民パートナーシップ関連法令および官民パートナーシップ協定の要件を遵守する。

官民パートナーシップ関連法令および官民パートナーシップ協定により規定されている責任を負う。

民間パートナーは、官民パートナーシップ条件において自らに提供された土地区画を他の法人および自然人に譲渡する権利を有さない。

第4章 官民パートナーシッププロジェクトの発案と準備

第15条 官民パートナーシッププロジェクトの発案

官民パートナーシッププロジェクトを発案することができるのは、国家機関（組織）（以下、「国家発案者」）および（または）個人事業主もしくは法人（以下、「民間発案者」）である。

官民パートナーシッププロジェクトの発案には下記の事項が含まれる。

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの立案

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの評価、調整および承認を目的とした、然るべき国家機関への同コンセプトの送付

管轄国家機関による官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの審査

管轄国家機関による官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの承認、却下、または修正目的での差し戻し

合意済みの官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの、国家パートナーまたはウズベキスタン共和国内閣による承認

管轄国家機関による官民パートナーシッププロジェクト登録簿への官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの登録。

第 16 条 国家発案者による官民パートナーシッププロジェクトの準備

国家発案者は、通常、自らの管轄分野に含まれる経済・社会領域の優先的方向性に基づいて官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトを立案する。

官民パートナーシッププロジェクトの準備は、官民パートナーシッププロジェクトの合理性および効率性と、同プロジェクトを実現するにあたっての最適な形態とを明らかにするための事前の財政試算を基盤として行うものとし、この際、特に下記の点を考慮する。

官民パートナーシッププロジェクトの財務・経済効率性指標

官民パートナーシップ協定にしたがい民間パートナーが設計、設立、資金提供、再建、操業、またはメンテナンスを行うこととなる官民パートナーシップの対象の構成および指標

民間パートナーから期待される投資規模、およびウズベキスタン共和国の予算システムから予定されている資金提供規模

国家パートナーおよび民間パートナーの義務

民間パートナーに対して提供される国家支援の種類

交渉実施期限

官民パートナーシップの対象の利用に伴い供給される商品（役務、サービス）へのアクセス条件。

国民、消費者、商品（役務、サービス）の利用者の利益を考慮するため、官民パートナーシッププロジェクトの準備は公衆による討議を伴うものでなければならない。

第 17 条 民間発案者による官民パートナーシッププロジェクトの準備

民間発案者は、官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトを立案し、これを国家パートナー候補に提示する権利を有する。官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトは、既存の問題の解決に向けた革新的アプローチを含み、かつ、両当事者にとって認容可能な均衡のとれた利益を確保できるものでなければならない。

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトを提示する前に、民間発案者は国家パートナー候補との間で、事前審議の実施、および官民パートナーシップに関する情報の交換を行うことができる。

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトを受領した国家パートナー候補は、30 暦日以内に当該プロジェクトの実現の承認または拒否に関する決定を採択する。

民間パートナーの総額 100 万米ドル超に相当する官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトを承認する場合、国家パートナー候補は、当該のコンセプトを管轄国家機関に送付しその同意を得る。

官民パートナーシッププロジェクトの実現を拒否する根拠は下記の通りである。

民間発案者応札者に対し本法が定めている要件に適合していない。

国家パートナー候補に官民パートナーシップの対象についての事業活動または管理業務の権限がない。

官民パートナーシップの対象の設計、建設、設立、資金提供、再建、操業およびメンテナンスの必要性がない。

プロジェクトを実施すべき経済的妥当性および（または）社会的需要がない。

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトを承認する場合、国家パートナー候補は、5 暦日以内に自らの公式ウェブサイト、管轄国家機関の公式ウェブサイトおよびその他の専用ウェブサイトにおいて、官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトと、他の応札者に対し官民パートナーシッププロジェクトの実現への参画意思を表明するよう求める提案を公示する。

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトが公示された時点より 45 暦日以内に、官民パートナーシッププロジェクトの実現への参加意思を国家パートナー候補に対して表明する個人事業主または法人がいなかった場合、国家パートナー候補は本法第 25 条にしたがい官民パートナーシッププロジェクトの実現に関する決定を採択し、民間発案者との交渉に着手し、管轄国家機関との間で官民パートナーシップ協定の草案を合意し、管轄国家機関が官民パートナーシップ協定の草案に合意した日より 60 日以内に、入札を行わずに民間発案者との間で官民パートナーシップ協定を締結する。

官民パートナーシッププロジェクトの実現への参画意思を表明した個人事業主または法人がいた場合、官民パートナーシッププロジェクトの実現を目的とした民間パートナーは入札に基づいて選定される。

民間発案者に対しては、官民パートナーシッププロジェクトの総額の 1% を上回らない額において、落札者または次点落札者の費用負担により、官民パートナーシッププロジェクトの準備に関連する支出が補償される場合がある。

第 18 条 官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトの承認

総額 100 万米ドル以下に相当する官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトは、然るべき国家機関（組織）が単独でこれを承認する。

総額 100 万米ドル超 1,000 万米ドル以下に相当する官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトは、然るべき国家機関（組織）が管轄国家機関との合意に基づいてこれを承認する。

総額 1,000 万米ドル超に相当する官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトは、ウズベキスタン共和国内閣がこれを承認する。

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプトが承認され、官民パートナーシッププロジェクト登録簿にこれが登録された後、国家パートナーは 30 暦日以内に官民パートナーシッププロジェクトの準備に関する決定を採択する。

第 19 条 官民パートナーシッププロジェクト登録簿

官民パートナーシッププロジェクト登録簿は、実現対象となる官民パートナーシッププロジェクトに関する資料および情報を含む統一情報システムである。

官民パートナーシッププロジェクト登録簿は、ワールドワイドウェブ・インターネットに掲載され、公衆の閲覧に付される情報リソースである。

官民パートナーシッププロジェクト登録簿は管轄国家機関がこれを運用する。

官民パートナーシッププロジェクト登録簿運用規定は、ウズベキスタン共和国内閣がこれを制定する。

第 20 条 官民パートナーシッププロジェクトに関する情報

官民パートナーシッププロジェクトのコンセプト、民間パートナー選抜条件および基準に関する資料、官民パートナーシップ協定の基本条項、官民パートナーシッププロジェクトの準備および実現のプロセスに関する資料をはじめとする、官民パートナーシッププロジェクトに関する情報は、国家パートナーおよび管轄国家機関の公式ウェブサイト上に公開しなければならない。

第 5 章 民間パートナーの選抜

第 21 条 官民パートナーシップ協定の締結権に係る入札

国家パートナーは、入札または直接交渉の結果に基づき決定された民間パートナーとの間で官民パートナーシップ協定を締結する。

入札は一段階の場合および二段階の場合がある。

総額 100 万米ドル以下に相当する官民パートナーシッププロジェクトの場合、一段階入札を実施する。

一段階入札を実施するにあたっては、入札文書に記載されているコンセプトソリューションおよび条件に基づき作成され、詳細な技術的および商業的（財務上）オファーが添えられ、かつ、必須事項として価格（料

金)が明記されている入札参加者の申込書(オファー)の審査と評価を実施する。入札プロセスにおいては、入札対象の指標について応札者と交渉を行うことが認められている。

一段階入札の手順には下記の事項が含まれる。

入札の実施に関する公告の、マスメディア、ならびに国家パートナーおよび管轄国家の公式ウェブサイト上への公示

入札応札者からの正式な応募および入札申込書(オファー)の受理

入札文書一式の提供

応札者の入札申込書(オファー)が入った封筒の開封

入札申込書(オファー)の評価

落札者および次点落札者の決定

落札者との交渉の実施

落札者との間における官民パートナーシップ協定の締結。

入札への参加申込書(オファー)の提出期限は、入札の実施に関する公告が公示された日より30暦日未満であってはならない。

総額100万米ドル超に相当する官民パートナーシッププロジェクトの場合、二段階入札を実施する。

二段階入札には、事前資格審査段階と落札者選抜段階が含まれる。

二段階入札は次の手順に則り実施する。

第一段階では、申込書の審査と、入札文書に記されているコンセプトソリューションおよび技術的ソリューションに基づき作成された入札オファーの評価を実施する。入札対象の指標について、応札者と交渉を行うことが認められている。

第二段階では、入札対象の修正が施された指標を踏まえたうえで提出され、必須事項として価格(料金)が明記された技術的および商業的(財務上)オファーの審査と評価を実施する。

二段階入札の手順には下記の事項が含まれる。

入札の実施に関する公告の、マスメディア、ならびに国家パートナーおよび管轄国家の公式ウェブサイト上への公示。

入札応札者からの正式な申込書の受領。

入札参加希望者の範囲の特定。

国家パートナーによる、入札応札者への事前資格審査書類の送付。

応札者の資格を証明する事前資格審査申込書の回収および評価。

事前資格審査に合格した応札者のリストの作成。

国家パートナーによる、入札文書および入札参加申込書(オファー)提出依頼の送付。

入札応札者による技術的および商業的(財務上)オファーの提出。

入札応札者の入札申込書(オファー)が入った封筒の開封。

入札申込書(オファー)の評価。

落札者および次点落札者の決定。

落札者との交渉の実施。

落札者との官民パートナーシップ協定の締結。

事前資格審査参加申込書の提出期限は、入札の実施に関する告示が公示された日より30暦日未満であってはならない。

事前資格審査を行うには、2名以上の応札者の参加が必要である。

落札者の選抜段階において、国家パートナーは事前資格審査に合格した応札者に対し、入札申込書(オファー)の提出依頼と、官民パートナーシップ協定の草案を送付する。

入札申込書(オファー)の最終提出期限は、入札申込書(オファー)提出依頼に明記するものとするが、事前資格審査に合格した応札者に対し当該の依頼が送付された日より45暦日未満であってはならない。

どの応札者も、一通を超える入札申込書（オファー）を提出する権利を有さない。応札者は、入札委員会への入札申込書（オファー）提出期限が満了するまでの間は、いかなる時でも入札申込書（オファー）を変更するか、または取り下げることができる。

入札申込書（オファー）の評価は、入札委員会が定める期間中に実施する。申込書（オファー）の評価は、入札委員会が定める各々の評価基準に基づいてこれを実施する。

入札参加者またはその代表者は、入札申込書（オファー）の評価に立ち会う権利を有さない。評価の過程において、入札委員会は説明や、追加資料および提出された文書の正確性の証明を求める目的で、応札者を呼び出す権利を有する。入札の総括時には、入札参加者および（または）その代理人がこれに立ち会うことができる。

すべての応札者の入札申込書（オファー）が入札申込書（オファー）に対する要件に適合していないと入札委員会が判断した場合、同委員会は入札が不成立であったとみなし、再入札を告示する権利を有する。再入札は、入札実施手順によって定められた方法に則り行われるものとする。

入札委員会は落札者に関する情報を、国家パートナーおよび管轄国家機関の公式ウェブサイト上に公開する。

入札への参加に伴い応札者が被った支出は、本法第 17 条に規定されている場合を除き、補償の対象とはならない。

第 22 条 入札文書

国家パートナーは、官民パートナーシップ協定の締結権に係る入札の実施を規定する入札文書を作成し、管轄国家機関と合意し、これを承認する。

入札文書には下記事項が記載されていなければならない。

応札者が資格要件に適合していることを証明する文書に対する要件

官民パートナーシップの対象の所在地

官民パートナーシップの対象の技術的・経済的指標

官民パートナーシップの対象の設計、建設、資金提供、再建、操業およびメンテナンスの期間

官民パートナーシップの対象または民間パートナーが提供するサービスの品質に対する指標もしくは最低限の要件

官民パートナーシップ協定の履行を目的として国家パートナーが民間パートナーに提供する資金の規模、資産または財産権のリスト

官民パートナーシップ協定の両当事者が負うリスク

官民パートナーシッププロジェクトの指標の単位として用いられるべき通貨、プロジェクト指標の比較と評価を行う目的で統一通貨に換算するための計算に使用する通貨レート

入札評価基準の概要

入札申込書（オファー）提出時の言語に対する要件

入札申込書（オファー）の内容、入札申込書（オファー）の提出方法、提出場所、提出期限および有効期限

入札申込書（オファー）に関する担保の差し入れ条件

入札申込書（オファー）が入った封筒の開封手順、開封場所および開封日時。

官民パートナーシップ協定の草案は、入札文書の不可分の一部である。

国家パートナーは管轄国家機関との合意に基づき、入札文書への変更および補足を加える権利を有する。国家パートナーは、入札文書への変更および（または）補足を加える決定を採択した日より 5 暦日以内に、入札文書へ加えた変更および（または）補足について、すべての応札者にこれを通知する義務を負う。この際、入札申込書（オファー）の最終提出期限は、入札申込書（オファー）に対する当該の変更および（または）補足を応札者が考慮できるよう、国家パートナーにより 30 暦日以上延長される。

第 23 条 入札判定基準

入札判定基準は、明確、かつ、差別的規定を含まないものでなければならない。

官民パートナーシッププロジェクトの実現への参加意思を表明するため入札に参加するにあたっては、応札者は下記の基準に適合していなければならない。

当事者能力を有する。

官民パートナーシップ協定に基づく義務の履行に必要な財政資源および（または）物的資源、技術資源および（または）有資格労働資源を有する。

利益相反を招く恐れがある事由を有していない。

再編、清算および（または）破産の段階にある応札者の入札への参加は認められない。

落札者選抜段階において使用する判定基準には、下記を盛り込むものとする。

国家パートナーおよび民間パートナーが行う支払いの規模

上限の価格および料金

官民パートナーシップ協定の履行を目的として誘致できる民間パートナーの資金規模

民間パートナーに対し提供される国家支援の規模および種類

官民パートナーシップの対象の設計および（または）建設、設立、再建、近代化、操業およびメンテナンスの期間。

官民パートナーシップ協定の有効期間。

官民パートナーシッププロジェクトの設備面および技術面でのメリット、機能面およびイノベーション面での特性。

第 24 条 入札委員会

国家パートナーは、官民パートナーシップ協定の締結権に係る入札落札者を決定する目的で、ウズベキスタン共和国内閣との合意のもとに入札委員会を設置する。

入札委員会の構成員には、国家パートナー、財務省、ウズベキスタン共和国反独占委員会、および管轄国家機関の代表者を必ず含めるものとする。

入札委員会の議長は、国家パートナーの代表者とする。管轄国家機関の代表者は、審議票を有する形で入札委員会に参加する。

入札委員会の人数は奇数でなければならない。

入札委員会は、構成員全体の 75%以上が会議に出席した場合に決定を採択する法的権限を有するものであり、この際、各々のメンバーが一票ずつ保有するものとする。

入札委員会の決定は、票を投じた入札委員会メンバー総数の単純過半数をもって採択する。票が同数の場合には、入札委員会議長の票が議決権を有する。

入札委員会は自らの会議の議事録を作成し、会議に出席したメンバー全員がこれに署名を行う。

入札委員会のメンバーが会議に提議される問題に関し利益相反を有している場合、当該メンバーは辞退を表明し、当該の問題に関する投票には参加しないものとし、この旨を議事録に記載する。

第 25 条 直接交渉

下記の場合、両当事者は国家パートナーの決定にしたがい、入札を行わずに直接交渉の実施に基づいて官民パートナーシップ協定を締結することができる。

国家の防衛および安全保障に係わりがある。

知的活動の成果に対する排他的権利、およびその他の排他的権利、土地区画、その他の不動産物件、ならびに官民パートナーシッププロジェクトの実現の必須条件となるその他の資産が特定の者に属している。

ウズベキスタン共和国大統領令および大統領決定にその旨が定められている。

第 6 章 官民パートナーシップ協定

第 26 条 入札落札者との間における官民パートナーシップ協定の締結

国家パートナーは、入札文書に記されている条件、期限、手順にしたがい、入札落札者との間において官民パートナーシップ協定を締結する。

入札文書で規定されている期限が経過した後も入札落札者が官民パートナーシップ協定に署名をしないか、または入札落札者が提出した情報に事実との不一致があることを入札委員会が発見した場合、入札委員会は当該の者を不適任とする決定を採択し、次点落札者を落札者とみなすとともに、落札者を不適任とする決定を採択した日より 10 暦日以内に、次点落札者に対し、落札者としての条件をもって官民パートナーシップ協定を締結することを提案する。次点落札者に対し官民パートナーシップ協定の締結に関する提案を送付した日より 30 暦日以内に入札委員会が次点落札者から肯定的な返答を得られない場合、入札委員会は入札を不成立とみなし、再入札を告示する。

第 27 条 官民パートナーシップ協定の主要条件

官民パートナーシップ協定は、本法が規定する手順と条件に則り、国家パートナーと民間パートナーとの間で締結される文書である。

官民パートナーシップ協定は、下記の情報を含むものでなければならない。

官民パートナーシップ協定の両当事者について

官民パートナーシップ協定の対象について

両当事者の義務および責任について

国家パートナーと民間パートナーとの間におけるリスク配分について

官民パートナーシップ協定にしたがい設計、建設、設立、資金提供、再建、操業およびメンテナンスに譲渡されるか、もしくはその対象となるその他の官民パートナーシップの対象の情報を含む、官民パートナーシップの対象の技術的・経済的指標、およびこれらの対象の利用目的および利用期間について

官民パートナーシッププロジェクトに関連する役務の遂行（サービスの提供）の期間と手順について

官民パートナーシップのインフラおよびプロジェクトに関する両当事者の権利の配分、ならびに同権利の譲渡手順について

官民パートナーシッププロジェクトの実現に必要な土地区画の提供規定および提供手順、ならびに土地区画に関するその他の条件について

民間パートナーが提供する商品、役務、サービスの価格および料金の設定と変更に係る条件について

両当事者による義務の履行を保障する方法、規模、および期間について

官民パートナーシップ協定の期間、その決定手順について

官民パートナーシッププロジェクトの実現による収益の分配を含む、報酬、アベイラビリティ・ペイメント、利用料金、国家パートナーに対する民間パートナーの支払い、および（または）その他の支払いの形態、額、期間、条件、手順について

官民パートナーシップ協定への変更および補足の追加手順について

官民パートナーシップ協定の停止に係る根拠、手順、条件、ならびに期限前停止に係る支払いの額および手順について

官民パートナーシッププロジェクトの実現に対するモニタリングおよび監督の手順について

保険に関する義務について

設計文書策定の義務について

官民パートナーシップ協定に基づく義務への違反に対する両当事者の責任について

紛争解決手順について

ウズベキスタン共和国における労働者の募集および労働力の利用に対して適用される条件について

担保および保証について

民間パートナーの参加持分を保有すること、ならびに民間パートナーおよびその傘下組織の資産に対するその他の財産権に対する要件について

機密保持について

用語およびその説明について。

第28条 官民パートナーシップ協定の有効期間

官民パートナーシップ協定の有効期間は3年未満であってはならないが、9年を上回ってはならない。

官民パートナーシップ協定の両当事者は、官民パートナーシップ協定で定められている場合および条件であれば、本条第1段落に定める期間の範囲内で、同協定の有効期間の延長または短縮について合意することができる。

第29条 官民パートナーシップ協定の変更、補足、または破棄の根拠

官民パートナーシップ関連法令または官民パートナーシップ協定に別段の定めがない限り、官民パートナーシップ協定は、両当事者の合意または裁判所決定に基づき変更、補足もしくは破棄することができる。

官民パートナーシップ協定は、下記の場合に限り、当事者の一方の要求に基づき、裁判所決定を根拠として変更もしくは破棄することができる。

他方当事者による重大な官民パートナーシップ協定違反があった場合

官民パートナーシップ関連法令および官民パートナーシップ協定により規定されているその他の場合。

当事者の一方による官民パートナーシップ協定違反であって、他方当事者に、同人が官民パートナーシップ協定締結時に期待できたはずのものを大幅に失うという損害をもたらすことになるものは、重大な協定違反とみなされる。

官民パートナーシップ協定の全部または一部の履行の一時的な拒否があった場合で、当該の拒否が法律または協定によって認められている場合には、官民パートナーシップ協定は破棄されたものとみなされる。

第30条 官民パートナーシッププロジェクトの実現に導入された資産

官民パートナーシップ協定には、国家パートナーが民間パートナーに対し、官民パートナーシップの対象を構成する資産および（または）官民パートナーシッププロジェクトの実現に必要なその他の資産を占有および使用できるようこれを譲渡する義務を盛り込むことができる。当該の譲渡は、官民パートナーシップ協定に基づいて行われるものである。当該の譲渡のために、追加の契約または合意書に署名することは必要ではない。

なんらかの所有権を有する官民パートナーシップ協定の両当事者には、官民パートナーシッププロジェクトの実現に必要な範囲内において、土地区画、その他の不動産、ならびに動産および無形資産の賃貸借、占有、利用に対する権利、さらにはその他の財産権を含むその権利を互いに提供しあう権利が付与されなければならない。

第31条 土地区画の提供

官民パートナーシップの対象が位置する土地区画、および（または）官民パートナーシップ協定で規定されている事業の実現に必要な土地区画は、官民パートナーシップ協定が定める期間をもって民間パートナーに対し提供される。

土地区画は民間パートナーに対し、官民パートナーシップ協定に基づくその義務の履行を目的として、競争入札を実施することなく、契約に基づいて提供される。

民間パートナーに対する土地区画または同区画に対する権利を提供するという義務の国家パートナーによる不履行は、民間パートナーが官民パートナーシップ協定を一時的に破棄する根拠となりうる。

官民パートナーシップ協定の停止は、官民パートナーシッププロジェクトの実現を目的として提供された土地区画に関する契約上の諸関係を停止する根拠となる。

第32条 官民パートナーシップ協定における両当事者の財産上の責任

官民パートナーシップ協定の両当事者は、法律にしたがい、自らの義務の不履行または不適切な履行に対する財産上の責任を負う。

当事者の一方が官民パートナーシップ協定で規定されている自らの義務を履行しないか、もしくは不適切に履行した場合、他方当事者は被った損害の補償を求める権利を有する。

第 33 条 官民パートナーシップの対象に対する所有権の譲渡手順

官民パートナーシップ協定は、官民パートナーシッププロジェクトの一環としての設計、設立、資金提供、再建を経て操業およびメンテナンスの対象となっている官民パートナーシップの対象に対する所有権の、国家パートナーまたはウズベキスタン共和国国家資産管理機関への譲渡手順、ならびにウズベキスタン共和国大統領決定にしたがった民間パートナーへの譲渡手順を定めるものである。

官民パートナーシップ協定には、官民パートナーシップの対象に対する所有権が譲渡される時点、特に下記の時点を明記しなければならない。

- 官民パートナーシップの対象の操業が開始される時点
- 官民パートナーシップ協定の有効期間が満了する時点
- 官民パートナーシップ協定が定めるその他の時点。

第 7 章 民間パートナーおよび債権者の利益の保護

第 34 条 民間パートナーの権利の保証

ウズベキスタン共和国の今後施行される法令によって官民パートナーシップの対象への投資条件が悪化したとしても、民間パートナーに対しては官民パートナーシップ協定の締結日より 10 年間にわたり、同協定の締結日に有効であった法令を適用する。

民間パートナーは自らの裁量において、官民パートナーシップの対象への自らの投資条件を改善するウズベキスタン共和国の新法令の規定を適用する権利を有する。

第 35 条 債権者の利益の保護

官民パートナーシップ協定には、官民パートナーシップ協定が期限前に破棄された場合に債権者に対し支払われる補償額をはじめとする債権者の権利保護を確保するための規定を盛り込むことができる。

民間パートナーは自身の債権者に対し、官民パートナーシップ協定および当該の協定の履行を目的として締結された他の協定に基づく自らの権利、官民パートナーシッププロジェクトの構成に含まれる権利、資産、株式担保、当該の協定に基づき取得されるべき権利、利益および金額の担保または譲渡をはじめ、あらゆる種類または形態の担保を差し入れることができる。

債権者および国家パートナーは、官民パートナーシップ協定に規定されている条件をもって民間パートナーまたはその経営陣を官民パートナーシッププロジェクトの実現から外し、これを官民パートナーシップ協定が定める条件にしたがって新たな民間パートナーに交代させるか、またはその首脳部を交代させる権利を有する。

新たな民間パートナーは、官民パートナーシップ協定にしたがった役務の完遂および（または）サービスの提供に必要な要件に適う者でなければならない。民間パートナーを新たな民間パートナーに交代させる場合、入札は実施しない。

第 8 章 官民パートナーシッププロジェクトの実現に関するモニタリングと報告

第 36 条 官民パートナーシッププロジェクトの実現に対するモニタリング

官民パートナーシップ協定は、官民パートナーシッププロジェクトの実現に関する情報の交換についての両当事者の義務を盛り込むものである。

管轄国家機関は、官民パートナーシップ協定の条件の遵守について、官民パートナーシッププロジェクトの実現に対するモニタリングを実施する。民間パートナーは、モニタリングの実施を目的とした、官民パートナーシップの対象および然るべき文書へのアクセスを保障する義務を負う。

第37条 官民パートナーシッププロジェクトに関する報告

国家パートナーは、管轄国家機関に対し、6カ月ごとに、官民パートナーシップ協定の両当事者の署名を付した官民パートナーシッププロジェクト実現状況報告書を提出する。

官民パートナーシッププロジェクトの実現状況報告書の提出手順および書式は、ウズベキスタン共和国内閣がこれを承認する。

第9章 官民パートナーシップへの財務支援制度

第38条 官民パートナーシップへの財務支援の種類

官民パートナーシップ協定の枠内で、民間パートナーに対しては下記の種類の財務支援が提供される場合がある。

官民パートナーシッププロジェクトの実現による民間パートナーの最低限所得保障を目的とするものを含めた補助金

官民パートナーシッププロジェクトの実現に必要な資産および財産の形での出資

ウズベキスタン共和国予算システムの資金であって、官民パートナーシッププロジェクトの実現過程において生産もしくは供給される商品（役務、サービス）の一定量または一部の消費もしくは利用に係る支払いへと充てられる資金

予算貸付、公債、助成金、クレジットライン、およびその他の種類の融資

ウズベキスタン共和国の政府保証

税制上の特典およびその他の特典

その他の保証および（または）補償。

第39条 官民パートナーシップ協定に係る支払い

官民パートナーシップ協定には、利用料金、アベイラビリティ・ペイメント、およびその他の料金の支払いを盛り込むことができる。

アベイラビリティ・ペイメントおよびその他の支払いに割り当てられる予算資金は、官民パートナーシップ協定の有効期間のすべてにわたり、然るべき予算の支出項目に毎年計上される。

民間パートナーは官民パートナーシップ協定にしたがい、国家パートナーに対する支払いを下記の形で行うことができる。

固定金額の定期的な支払い

一括払い

民間パートナーがその事業から取得すべき任意の収益の一定部分。

官民パートナーシップ協定には、異なる種類を組み合わせた支払いを盛り込むこともできる。

第10章 最終規定

第40条 紛争の解決

官民パートナーシップに関連して生じる紛争は、法令が定める方法に則りこれを解決する。

第41条 官民パートナーシップ関連法令違反に対する責任

官民パートナーシップ関連法令違反の責を犯した者は、所定の方法に則りその責任を負う。

第42条 執行、通知、説明の確保

管轄国家機関およびその他の関係組織は、本法の執行、その本質および意義の執行者への通達、および国民への説明が実施されるよう図る。

第43条 本法への法令の整合性確保

ウズベキスタン共和国内閣は下記を遂行する。

政府決定を本法に整合させる。

本法に矛盾する国家管理機関の法規文書が、当該機関により見直しおよび廃止されるよう計らう。

第 44 条 本法の発効

本法はこれが正式に公示された日より 1 カ月が経過した後に発効する。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh. ミルジヨエフ

タシケント市

2019 年 5 月 10 日

第 ZRU-537 号

(国家法令データベース、2019 年 5 月 11 日、第 03/19/537/3113 号)